【被扶養者の認定要件確認フロー】

（別紙5）

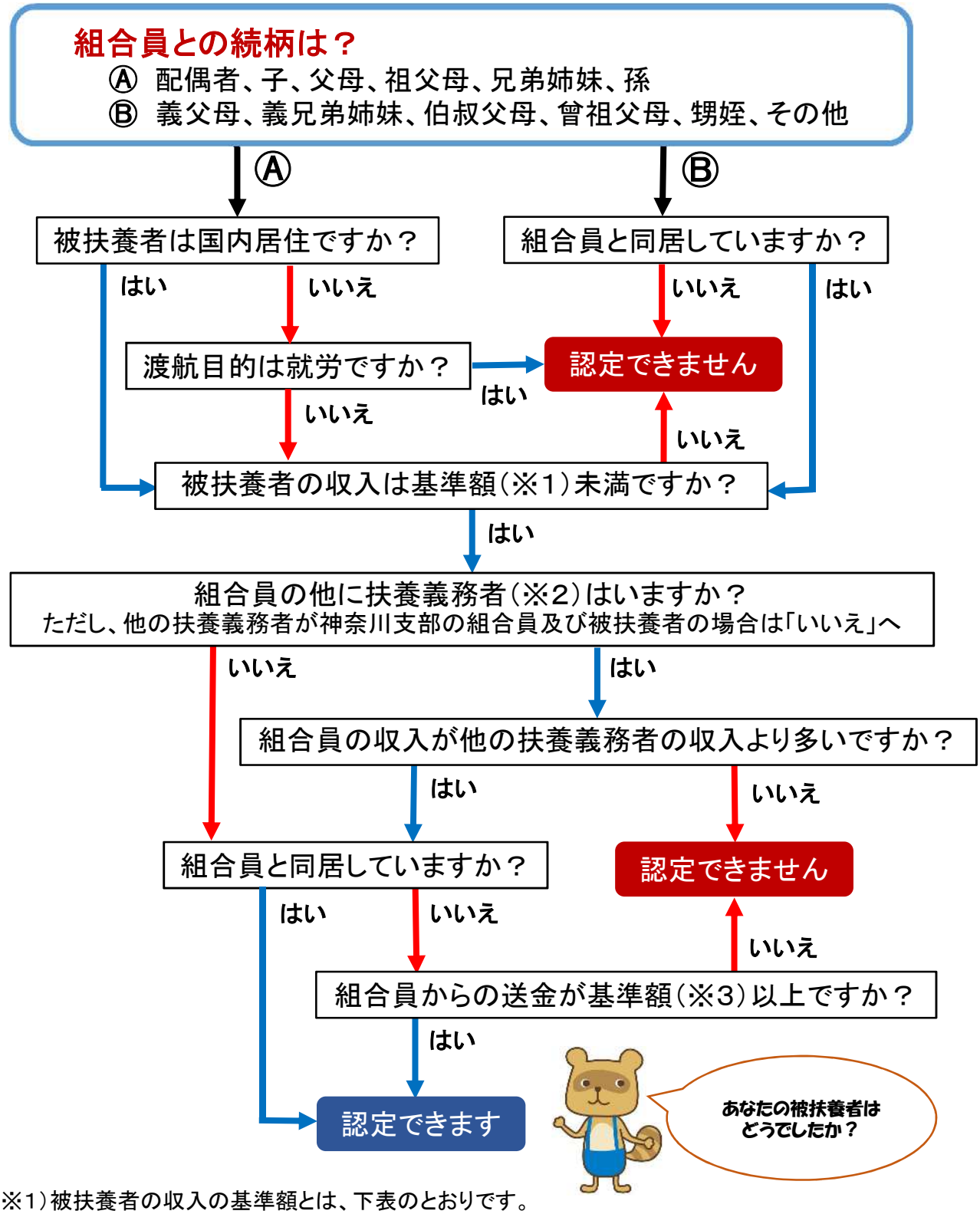

（※1）被扶養者の収入の基準額とは、下表のとおりです。
年額が基準額未満でも、月額、日額が超過している場合は取消となります（給与等の収入が不安定な場合は、総支給額が3か月連続して月額108,334円を超えたところで取消となります。）。

	年額	月額	日額（雇用保険等）
下記以外の収入	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の年金受給者	180万円未満	150,000円未満	180万円から年金額を控除した額を360（日）で割った額未満
障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満	

（※2）他の扶養義務者とは、組合員および被扶養者の配偶者や父母、組合員の兄弟姉妹等です。
（※3）送金の基準額とは、被扶養者の収入額（被扶養者の収入と、組合員および他の扶養義務者の送金の合計）に占める組合員からの送金額の割合が1/3以上です。
組合員の送金額が他の扶養義務者より少ない場合は、認定できません。